

例規等の改正案について

1 3月に改正を予定している条例について（3月定例会議）

(1) 芽室町議会会議条例の一部改正について

<改正理由>

通年議会における会期の空白期間を解消するため、「芽室町議会会議条例」の一部を改正しようとするもの。

芽室町議会・通年議会のイメージ図

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現在の 議会運営	→	→										
		◎開会→◎会期決定（5月（招集日）から（翌年）4月まで）										
↓												
条例改正後 の議会運営	→	→										
		◎開会→◎会期決定（5月招集日から翌年の招集日前日まで）										

(2) 芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

<改正理由>

引用条文（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の改正に伴い条例改正し、項ズレを解消しようとするもの。

<提案方法>

町長一括提案（実施機関一括）

<議件名>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定

2 3月公布予定の規程について

(1) 芽室町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

<改正理由>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、健康保険証が原則廃止され、マイナンバーカードに一本化されることに伴い、条文及び様式で規定する本人確認書類から「健康保険被保険者証」の文言を削除しようとするもの。

議会関連例規の取扱いについて

1 議会関連例規の取扱いについて

(1) 趣 旨

芽室町議会に関する条例、規則、要綱、要領等（以下「例規」という。）について、制定、改正、廃止等（以下「制定等」という。）の事務手順を定めようとするものです。

(2) 現 状

例規の制定等については、上位法の改正に基づく必須義務の手続きを始め、本町議会が独自に課題解決や新たな制度を運用するためのものもあります。

しかしながら、この事務手順について、現時点で明確になっていないため、この機に、議会運営委員会として「基本的な考え方」を整理しようとするものです。

(3) 基本的な考え方について

ア 上位法等の改正に伴う改正等（制定、廃止含む）の場合

上位法が定める趣旨を踏まえつつ、毎年9月定例会議への提案を基本とする。ただし、改正時期が遅れることにより、地域住民等への著しい不利益や公務への支障を及ぼす恐れがある際は、すみやかに直近の定例会議等において関係議案を提案するよう努めることとする。

イ 芽室町議会独自の改正等（制定、廃止含む）の場合

前項と同様とする。ただし、条例、規則以外は、随時、改正することができることとする。

ウ 改正等の事務手順

議会運営委員会で協議し、全員協議会に諮り決定する。